

判決年月日	平成30年4月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成29年(行ケ)10078号		
○ 商標法4条1項10号, 15号及び19号に規定する「他人」とは, 当該他人と商標が出所を表示する主体とが異なること, 同8号に規定する「他人」とは, 当該他人と商標が表示する主体とが異なることを前提とするところ, 本件において, 原告が主張する「他人」が, 本件商標が出所を表示する主体と異なる者とは認められないとした事例			

(関連条文) 商標法4条1項8号, 10号, 15号, 19号

(関連する権利番号等) 商標登録第5714462号, 無効2016-890023号

判 決 要 旨

被告(自然人)は, 「戸田派武甲流薙刀術」との標準文字から成る商標(本件商標)につき商標登録を受けた。原告(自然人)は, 本件商標の登録が商標法4条1項8号, 10号, 15号及び19号に該当することを理由に, 本件商標の登録無効審判請求をしたが, 特許庁は, 不成立審決をした。本件訴えは, 原告が同審決の取消しを請求するものである。

本判決は, 以下のとおり, 審決の判断は, 結論において誤りはないとして, 原告の請求を棄却した。

(1) 商標法4条1項10号, 15号及び19号は, 商品若しくは役務の出所の混同防止を図り, 又は出所表示機能の希釈化からの保護を図ること等を目的として, 商標登録を受けることができない商標を定めるものである。そうすると, 上記各号に規定する「他人」とは, 当該商標が出所を表示する主体とは異なる者と解するのが相当である。なぜなら, 当該商標が出所を表示する主体と「他人」とが同一である場合には, そのような商標を使用したときであっても, 当該使用行為が, 出所の混同又は出所表示機能の希釈化を招く余地がないからである。

また, 商標法4条1項8号は, 人又は法人等の団体が自らの承諾なしにその氏名, 名称等を商標に使われることがないという人格的利益の保護を図ることを目的として, 商標登録を受けることができない商標を定めるものである。そして, 同号が「他人」の氏名, 名称等の使用を問題とする以上, 当該他人と商標が表示する主体とが異なる者であることが当然の前提であると解される。

(2) 本件商標が, その登録出願時及び登録査定時に出所として表示するのは, 古武道の一流派である戸田派武甲流薙刀術(本件流派)そのものであって, 原告及び被告もこれに属するものであると認められる。そして, 本件商標は, その表記に応じて, 本件流派を, 取引者, 需要者に想起させるものであるから, 客観的表記に基づく需要者の認識と登録出願の経緯等に基づく出所の主体の間にも齟齬はないものと認められる。

他方, 審判における原告主張の無効理由のうち, 商標法4条1項8号に関して主張する「他人」とは, 「遅くとも昭和10年以降, 代表者として宗家を置き, 「戸田派武甲流薙

刀術」との名称で薙刀術の教授等をしている社団」であるから、本件流派そのものである。同条1項10号に関して主張する「他人」の商標とは、「「戸田派武甲流薙刀術」の教授等の役務を示すものとして需要者の間で広く認識されている商標」であって、本件流派を出所とする商標である。同条1項15号に関して主張する「他人」とは、「原告が宗家代理を務める本件流派」と記載されるが、実質的には、原告が宗家代理を務める本件流派に限定されるものではなく、遅くとも昭和10年以降、代表者として宗家を置き「戸田派武甲流薙刀術」の教授等を行ってきた本件流派を「他人」として主張するものと善解される。同条1項19号に関して主張する「他人」とは、「需要者の間で著名な「戸田派武甲流薙刀術」」であるから、本件流派そのものである。

以上のとおり、原告が無効理由として主張する商標法4条1項8号、10号、15号及び19号における「他人」とは、いずれも本件流派を指すものであるところ、本件商標がその出所として表示するのも、本件流派そのものであるから、両者は同一であるといえる。そうすると、前記各号に関して原告が主張する「他人」が、本件商標が出所を表示する主体と異なる者とは認められないから、商標法4条1項8号、10号、15号及び19号に基づいて、本件商標が商標登録を受けることができない商標と認めることはできず、原告の主張は、理由がないものといわざるを得ない。